

まん延防止重点措置協力支援金に係る時短営業等の店舗掲示用貼紙 書き替え例

※次の通り□部分を書き替えて使用することができます。

※1月27日～3月6日分もまん延防止重点措置協力支援金の申請の際に必要となります。写真撮影後に書き換え願います。

時短営業・休業について

まん延防止等重点措置の適用に伴う北海道からの要請に応じ、1月27日(木)※ から 3月~~6~~日(~~日~~)までの間、
21 ※遅くとも1月29日(土)から 月

営業時間を5時～20時以内に短縮し、
利用者の持込みを含め酒類の提供を行わない

休業

※同一グループの同一テーブルへの入店は4人以内とします

※業種別ガイドラインや感染防止対策チェックリスト項目などを遵守します

※カラオケ設備提供の際は、密を避け、換気の確保など感染対策の徹底を行います
(設備を有する事業者に限る)

と致します。

事業者名 _____